

座間市教育委員会スコットキャラクター「ザマロン」使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、座間市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が有するマスコットキャラクター「ザマロン」（以下「マスコットキャラクター」という。）の使用に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、マスコットキャラクターとは、市教育委員会が有するマスコットキャラクターに関することをいう。

(使用の範囲)

第3条 マスコットキャラクターは、その使用に当たり次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 市教育委員会及び市民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、団体を市教育委員会が公認、支援しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する営業に使用するとき。
- (7) その他市教育委員会が不適当な使用と認めたとき。

(基本デザインの改変)

第4条 前条の規定に関わらず、市教育委員会が作成したマスコットキャラクターのデザイン以外のデザインを制作し、これの使用を希望する者は、座間市教育委員会マスコットキャラクター「ザマロン」デザイン改変承認申請書（第1号様式。以下「改変承認申請書」という。）に必要な書類を添付して座間市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市及び市教育委員会が業務のために使用するとき。
- (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用を目的とするとき。
- (4) マスコットキャラクターの原作者が基本デザインを改変するとき。
- (5) その他教育長が適当と認めたとき。

2 教育長は、前項の規定により改変承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、改変を承認するときは、申請者に座間市教育委員会マスコットキャラクター「ザマロン」

基本デザイン改変承認通知書（第2号様式）により、通知するものとする。この場合において、教育長は条件を付することができる。

- 3 教育長は、第2項の規定による審査の結果、改変を承認しないときは、申請者に座間市教育委員会マスコットキャラクター「ザマロン」基本デザイン改変不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（承認内容の変更等）

第5条 前条第2項の規定により承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、座間市教育委員会マスコットキャラクター「ザマロン」改変承認申請書（第1号様式）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料）

第6条 マスコットキャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の順守事項）

第7条 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用を目的とした利用以外で、マスコットキャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、本要領を順守するほか、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) マスコットキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。なお、イメージは別表のとおりとする。
- (2) マスコットキャラクターの下部等適切な位置に「座間市教育委員会マスコットキャラクター「ザマロン」」または「©座間市教育委員会」と表示すること。ただし、スペース等の関係で表示が難しい場合は、教育長が認めた表示方法とすること。
- (3) 商品等で使用する場合は、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を順守すること。

（報告義務）

第8条 教育長は、使用者に対し、キャラクターの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

（使用の禁止）

第9条 教育長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、キャラクターの使用を禁じ、当該キャラクターを使用した物件の回収を求めることができる。

- (1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 本要領に定める申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が不相当と認めるとき。

- 2 教育長は、前項の規定により、キャラクターの使用を禁じたときは、座間市教育委員会マスコットキャラクター「ザマロン」イラスト使用禁止命令書（第4号様式。以下「使用禁止命令書」）により通知するものとする。

- 3 第2項の規定により使用禁止命令書の通知を受けた者は、通知日以後、当該使用物件を

使用してはならない。

(責任の制限)

第10条 前条の規定によりマスコットキャラクターの使用を禁じた場合、使用者に損害が生じても、市教育委員会はその責めを負わない。

2 使用者がマスコットキャラクターの使用によって本人又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市教育委員会は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(権利の設定の禁止)

第11条 使用者は、マスコットキャラクターについて、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠の登録、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認に基づくマスコットキャラクターの使用権を第三者に対し、承認してはならない。

(争論等の解決)

第13条 マスコットキャラクターの使用に関し、論争又は訴訟が生じたときは、使用者の責任と費用負担において解決するものとする。

(差止請求等)

第14条 教育長は、マスコットキャラクターの著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずることができる。

(損害賠償)

第15条 使用者のマスコットキャラクターの使用において、市教育委員会に損害が生じたときは、市教育委員会はその損害の賠償を請求することができる。

(その他の事項)

第16条 この要領に定めるもののほか、マスコットキャラクターの使用に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月20日から施行する。

別表（第7条関係）

マスコットキャラクターのイメージ

- ・モチーフとなった市指定重要文化財「表裏型顔面把手」（下写真）の原型を踏襲しつつ、目の特徴を生かし優しく温かみのある雰囲気を持たせています。
- ・両手を付けたことで、包み込むような優しさや子を抱きかかえるような土器の形状を表現しています。
- ・ロゴデザインについては、地面から発掘された土器をイメージし、文字の隙間にザマロンをイメージしたワンポイントを加えています。



ザマロン®



市指定重要文化財「表裏型顔面把手」